

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年12月23日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時37分

【場所】 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

教育環境整備推進室長 谷村 元

職員部長 小澤 毅夫

学校教育部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

生涯学習部長 岸 武二

総合教育センター所長 鈴木 克彦

庶務課担当課長 喜多 智英

文化財課長 竹下 研

生涯学習推進課担当係長 高山 省吾

文化財課課長補佐 小柳津 貴子

生涯学習推進課担当係長 小野 三千代

文化財課課長補佐 栗田 一生

生涯学習推進課主任 飯島 一貴

生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実

庶務課課長補佐 田中 誠志

調査・委員会担当係長 葛山 久志

書記 長谷川 俊太

【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、野村委員、石井委員が遅れて到着される予定でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から14時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

10月及び11月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第44号は、人事管理に係る内容であり、公

開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員をお願いいたします。

7 報告事項

報告事項No. 1 川崎市地域文化財顕彰制度における第5回川崎市地域文化財の決定について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 川崎市地域文化財顕彰制度における第5回川崎市地域文化財の決定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

文化財課長、竹下でございます。よろしく申し上げます。

「報告事項No. 1 川崎市地域文化財顕彰制度における第5回川崎市地域文化財の決定について」御報告いたします。

お手元の資料の2ページを御覧ください。

初めに、「1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要」の「(1) 趣旨」でございますが、平成29年に創設したこの制度は、川崎市内で、市民生活、市民文化、地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰し、記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的としております。

「(2) 地域文化財の対象」でございますが、法令・条例等により、指定・登録等がされていない文化財でございます。

「(3) 地域文化財候補の選出及び決定」でございますが、市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補の文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定するものでございます。

続いて、「2 第5回地域文化財の決定」についてでございますが、令和4年4月1日から6月30日までを募集期間として、推薦を募ったところ、24件の推薦がございました。推薦された文化財について、文化財課で現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、推薦内容を精査した上で、今回の地域文化財として23件を決定したものでございます。

次に、「3 主なスケジュール」でございますが、決定に当たりましては、関係要綱に基づき、10月24日開催の文化財審議会で意見聴取を行った上で、12月1日付で決定したものでございます。本日の教育委員会に御報告後、市議会への報告及び報道機関への公表を予定しているところでございます。

3ページを御覧ください。

この度、決定いたしました、川崎市地域文化財23件の一覧表でございます。

いくつか紹介させていただきますと、川崎区からは最多の12件の推薦がありました。一覧表左の整理番号で5番は江戸時代の新田開発について、6番、7番は明治・大正期に盛んであった伝十郎桃という桃の栽培について、10番は海苔養殖、そして12番は長十郎梨の栽培について、いずれもこれは記念碑でございます。飛びまして、19番はかつて塩田で塩が作られていた時代に江戸の塩問屋が奉納した狛犬になります。いずれも、現在の川崎区を中心とした地域の、かつての姿を伝える貴重な文化財でございます。

その他、22番は年中行事である麻生不動院のだるま市、23番は千代ヶ丘小学校から推薦のあった五色八重咲散椿、これは、区画整理のために移転する個人宅から移植されました珍しい椿の木でございます。

そして、次の4ページ以降につきましては、川崎市地域文化財顕彰制度要綱を添付しておりますので、併せて御参照願います。

平成30年度から募集を開始したこの地域文化財は、今回の5回目の決定により、これまでの総数が213件となりました。今後もホームページや案内パンフレットなどによる普及啓発に努め、市民の理解と関心をより高めていく取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

なお、第6回の推薦募集につきましては、来年2月頃から広報・周知に取り組むとともに、募集案内の配布やホームページへの掲載についても、今年度内に実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明、どうもありがとうございました。

今回決められた、この決定された地域文化財について、市民にどのように公表していくかということについて教えていただけますか。

【竹下文化財課長】

まず、川崎市の教育委員会、文化財課のホームページがございまして、そちらに地域文化財等も含めて載せておりますけれども、そちらに地域文化財のページがございまして、そちらに順次追加していく形で考えております。

それから、本日は皆さんには持ち合わせていないのですが、このようなパンフレットを作成して、市民館や図書館市の機関に配布をして、この中に概要が入っておりますので、そういったもので公表して啓発していきたいと考えております。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

この文化財については、その管理とか、いろいろと費用の負担については所持者の方が全て行うということよろしいでしょうか。

それとともに、もしその持主の方が管理できなくなったとか、十分な管理がうまくいかないという場合、御本人から返上の申出があるのか、あるいはこちらから、文化財としてはふさわしくない状態なんだということで、外すことをこちらから提案するのか、その辺りを教えていただければと思います。

【竹下文化財課長】

地域文化につきましても、まず先にお話しいたしますと、指定文化財は特に地域で重要な文化財につきましても、長く保存をして、それから活用をしていくという趣旨でございまして、一方で地域文化財のほうは指定というところまでの価値がなくても、地域で広く親しまれていたり、これを活用して地域のまちおこしにつながるようなものについて、地域から出していただくというのが趣旨になっております。

ですので、内容につきましても、厳しくは保存管理していくというよりは、地域の方、所有者の方が支障のない範囲で活用して保存していくこととなりますので、例えば所持者で保持が難しくなるとか、そういったものについては、指定文化財の場合、現状変更というところに関しては、色々と制限があったり、専門家から助言をいただく必要がありますが、地域文化財については、特にそういったものはございませぬので、例えば木の場合は切らざるを得なかったとか、管理ができなくなったという場合は、御報告いただいて返納をしていただくことはあります。

一方で、何かしら修理だとか、保存するためにどうしたらいいかというようなお話がある場合には、こちらの文化財の市民会等の委員の専門家のほうにつなげて、アドバイスをもらったりということは可能でございます。

お話のあったように、指定文化財のような保存処理の補助金ですとか、管理についての奨励金

といったものは制度対象になっておりませんので、自分たちの判断で、保持・活用できる範囲でやっていく。ただ、それをこちらの地域の区役所ですとか、そういったところもそうですし、文化財課としても地域の資源として広くPRをしていきたいという、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」における史跡公園整備工事の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」における史跡公園整備工事の実施について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

引き続き、説明いたします。

「報告事項No. 2 「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく史跡公園整備工事の実施について」御報告いたします。

国史跡である橘樹官衙遺跡群につきましては、平成30年度に策定した「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、史跡の保存・整備・活用事業を推進しているところでございます。

この度、史跡公園整備の具体的なスケジュールが決定いたしましたので、御報告させていただくものです。

資料の2ページを御覧ください。

初めに、「1 史跡橘樹官衙遺跡群」の概要でございますが、橘樹官衙遺跡群は、古代の橘樹郡の役所跡である「橘樹郡家跡」、その西側にある古代寺院跡である「影向寺遺跡」から構成されております。7世紀後半の役所の成立から10世紀の廃絶に至るまでの経過をたどることのできる

重要な遺跡として、平成27年に川崎市初の国史跡に指定されております。

その後、平成30年度に「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定し、史跡の保存整備に関する詳細な内容について、30年間を計画期間とし、現在、令和元年度からの短期計画第1期の整備に取り組んでいるところでございます。

3ページを御覧ください。

「2 短期計画第1期の主な整備内容」でございますが、「橘樹郡家跡」の一角に現在整備されております、「たちばな古代の丘緑地」及びその隣接地において、古代の倉庫1棟を復元整備し、3棟を一部立体表示いたします。

次の4ページの史跡整備図を御覧ください。

中央が復元する倉庫、その周囲に3か所、柱が16本のイメージにより地下の倉庫跡の位置や規模を示しているのが一部立体表示でございます。また、散策のための園路や植栽の整備、ベンチ等の設置を行い、遺跡の説明板を設置して、遺跡の価値を理解していただくとともに、市民の憩いの場となる史跡公園の整備を目指しております。

3ページにお戻りください。

「3 史跡公園整備工事のスケジュール」でございますが、まず、公園の整備工事を令和5年1月から着手し、3月末の完成を予定しております。併せて、倉庫の復元工事の準備を行い、令和5年9月から工事に着手し、令和6年3月末の完成を予定しております。

3ページの下段は、ただいま御説明いたしました工事スケジュールでございます。令和6年度は川崎市の市制100周年の年となり、様々な記念事業が予定されております。史跡公園におきましても、記念事業に合わせてオープン記念式典などの開催を検討しております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

報告事項No. 3 鷺沼駅前地区再開発事業の検証について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 鷺沼駅前地区再開発事業の検証について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

報告事項No. 3のファイルを御覧いただければと思います。

こちら、報告事項No. 3の「鷺沼駅前地区再開発事業の検証」につきましては、まちづくり局が所管しております。11月24日にまちづくり委員会で報告したものでございまして、宮前市民館・図書館の移転・整備に関連するものでございますので、本日御説明させていただければと思います。

2ページをお開きください。

まず、「1 背景・経緯」でございしますが、29年8月に鷺沼駅前地区再開発準備組合が設立され、平成31年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定し、青色の囲みの①に記載のとおり、鷺沼駅周辺に、宮前区役所・市民館・図書館を移転・整備し、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図ることといたしました。

令和2年6月に「環境アセスメント準備書公告」など、再開発事業の検討が進められておりましたが、新型コロナ危機を契機として社会ニーズの変化などに対応するため、令和2年11月に「再開発計画の検証に関する申入れ」があり、その後、令和3年12月には「再開発計画の検証について」中間報告が準備組合から市に対してなされまして、1年程度かけて再度検証していくことが示されたものでございます。

この度、令和4年11月に準備組合から、「再開発計画の検証結果報告」が提出されたところでございます。

3ページをお開きいただきまして、「3 準備組合による検証結果」の(1)2020年アセス準備書時点からの具体的な変更点でございしますが、まず五つございます。

まず、①市民館ホールを大ホールと小ホールの2ホールとし、小ホールを北街区に配置しております。また、ステップテラスの設置や駅前広場を拡充しております。下に配置図があるかと思えますけれども、道路を挟んで上が北街区、下が駅前街区となっております。基本駅前街区に市民館・図書館、ホールが入ります。北街区に区役所が入るんですけども、こちらに小ホールが入るということになってございます。

二つ目が②です、職住近接のニーズに合わせた「働く機能」(ワークプレイス)の導入、③といたしまして、駅前街区と北街区の回遊性を高めるための街区間デッキの設置、④といたしまして、大ホールのホワイエを南側に配置し、ガラス張りとすることで活動が見える空間を目指す。⑤といたしまして、連続的なにぎわいを形成する貫通道路の設置などでございます。

資料右側の上にイメージパースが四つあるかと思えます。上側の右側、鳥瞰パース、こちらが新しく示されたパースでございまして、この左側の建物が駅前街区で、右側の建物が北街区ということになっております。

また、パース、左下のものですが、鷺沼36号線側低層部イメージがあるかと思えますけれども、こちらのイメージパースの建物左側が、こちらがステップテラスと言われているもののイメージでございまして。また、水側に少しガラス張りの空間が見えるかと思えますが、こちらがまちに開かれたホワイエということで、外からも中が見えるようなつくりになることを想定しております。

また、イメージパースの下の右側、駅前空間イメージがあるかと思います。こちらが駅前の広場と言われるもののイメージでございまして、この右側、見切れていますけれども、右側に鷺沼駅北口の改札がございまして。

次、(4)のスケジュールを御覧いただければと思いますが、駅前街区は令和9～10年度、北街区は令和12～14年度の供用開始に向けて、関連手続を再開していくことが準備組合より示されたところでございます。

4ページをお開きください。

「4 市の見解及び取組方針」として、(1) 検証結果に対する市の見解や(2) 取組方針を記載しておりますが、資料左側最下段の「取組スケジュールの見直し」のとおり、検証後の再開発事業の全体スケジュールを踏まえ、公共機能に関する取組スケジュールの見直しを行うことといたしました。

右側に行ってくださいまして、「5 今後の想定スケジュール」でございまして、資料の中段にあります(2) 公共機能の導入に関する取組①駅前街区(市民館・図書館機能)を御覧いただければと思いますが、令和7年度までに市民館・図書館の管理運営計画の策定作業や基本・実施設計を行い、令和8年度以降に内装工事を行った上で、令和9年度または10年度に供用開始できるよう取組を進めてまいります。なお、区役所・小ホールが入る北街区につきましては、令和12～14年度の供用開始を予定しております。

右側下段にあります「6 今後の予定」でございまして、令和4年12月に事業説明会の開催、令和5年2月以降にニュースレターを区内全戸配布するなど、市民の皆様への周知を行ってまいります。

その他の資料として、6ページ、7ページに昨日開催いたしました事業概要説明会の案内チラシをつけております。また、8ページ以降に準備組合から提出されました検証結果報告を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明につきましては以上でございまして。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。

これは、宮前市民館がこういう形でリニューアルするということなんですよね。以前の宮前市民館は、駅から割と坂を登って、ようやく登り切ったかなというところでやっと到着ということで、地元の方、近隣の方にとっては非常になじみやすい施設であったということと、遠方の方から見ると、駅からかなり歩いて登っていかなければいけないというので使いにくかったかもしれないというような気がするんですね。

今度、駅前の便利なところに、しかもこういうすばらしい最新式の建物になって入ると、地域外の方から割と利用があるのではないかという気がするんです。それはそれで、地元と外の方との交流にもなるし、新しい効果が出ると思うんですね。

そこでお聞きしたいんですけども、まず料金の確認なんですけど、市外の団体の場合、通常どおり利用できるのかどうかと、利用する場合に減免措置がなくて割と高い部分になるのではないかと思うんですが、その辺り、どういう水準になるのかということと、それから利用層が変わるかもしれないというような気がするんですが、その場合にもともと使っていた地元の方が使いにくくなると思いますか、そういうことがないのかどうか、その辺りもし何か予想されていることがあれば教えていただきたいと思います。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

まず、料金につきましては、これから整備をしていくんですけども、これから条例等改正してからになりますけど、これまで利用されていた方が使いづらくならないように、これまでの使用料や減免を踏まえて料金を設定することを考えており、市外の方でも利用できるようにしたいと考えております。

それと二つ目の質問は、利用者が変わることでもともと使っていた方が使いづらくなるのではないかとこのことを御質問いただきましたが、やはり今回駅前に移ることでこれまで利用した方だけではなくて、これまで利用していない方も利用されることになるかと考えております。それで、どなたでも利用できるような形で工夫をしていく、例えばフリースペースを設けるですとか、駅前に入りますので、商業施設を設けますので、そういうところとコラボをして何かイベントをやったりですとか、そういう工夫をすることで新しい方に使っていただければと考えております。これまで使っていた方も、場所は変わりますけれども、これまでの市民館の諸室とか、図書館の閲覧のスペースですとか、そういうものをきちんと確保して、これまで使っていた方も引き続き、使っていただけるように工夫していきたいと考えているところでございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。追加でいいですか。

確かに、今まで社会教育は、どちらかというこれまで利用している方がかなり頻りに利用し、そうではない人はあまりこの市民館を利用しないということが多かったような傾向もあるかと思いますが、こういう形で駅前で、他の施設とも複合化された形で入ってくると、色々な方に使いやすくなって、社会教育の利用層が広がるという大きなメリットがあると思うんですね。

一方で、これは既得権を守るという意味で言っているのではないのですけれども、今まで使っていた方が少し利用層が広がることで使いにくくなるとか、そういう可能性が広がること自体は大変すばらしいことなので、今までの人を絶対に守らなければいけないと思っているわけではないのですが、ただ利用層の変化によって、今まで使っていた方が使いにくくなるとした場合、それに対するサポートというか、手当というか、配慮というか、何かお考えのことはありますでしょうか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

今回の施設ができますと、先ほど説明しましたとおり、これまで市民館ホールというのは大きいホールの一つだけだったと思いますが、大きいホールと小さいホールを二つ設けることで、規

模に応じた利用もできるかと思っています。それによって、使い方も増えますし、そういうことでこれまで使われていた方も利用できると思いますし、新たな方も利用できるようになると思っています。

また、諸室につきましては、できるだけ共用化といいますか、会議室だけでも他のことができるような形で防音を設けるですとか、そういう工夫をすることで幅広い方に使っていただく、これまでの方も使えるような形で工夫をしていければと考えているところでございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

説明、ありがとうございました。

今の話と少し関連すると思うんですけども、どんなにいいデザインをしたりとかをしても、多分住んでいる方からすると、「もの」が変わるって結構不安を感じやすいのではないかなという感じがしていて、完成すると違うかもしれないんですが、今まで使っていたものが果たしてどうなってしまうのかとか、便利になりますよという説得を、多分私たちは説明をしたりとかしますけれども、この既に使っている方たちに対する安心の保障というのかな、既にここまで進んできているので、説明会など、昨日も行ったと思うんですが、どのような形で進めているのかとか、利用している方たちが多分不安になっていると思うので、それをどのように応えていくのかとか、もし昨日を含めて様子が分かるようでしたら教えていただきたいんですが。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

昨日は、鷺沼小学校で事業概要説明会を開催させていただきました。関心がある方も多くて、夜中に寒いところで行ったのですが、150名の方に参加いただきました。鷺沼小学校で行いましたので、近隣の方、鷺沼周辺にお住まいの方が多かったんですけども、やはり再開発によって道路渋滞を含めて、そういう心配事があるのではないかというお話ですとか、やはり今まで区役所、市民館、図書館をお使いの方は、跡地がどうなるんだというような、そういう関心のお話もあったところでございます。

やはり、これまで利用されていた方、お住まいの方を含めて、説明を丁寧にしていく必要があると思っていますので、昨日の説明会もそうなんですけれども、今後はオープンハウス型の説明会ということで説明をしたりですとか、あとはニュースレターというものを発行しております、そういうものを発行して全戸配布したりですとか、またはホームページ等で掲載して、そういう工夫をして、区民祭ですとか、色々な場を使って周知をしていきたいと考えているところでございます。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

新たにこの小ホールが加えられたりとか、あるいは駅前広場が拡充されたりということで、かなり施設にプラスの要素が加わったなと受け止めたんですけれども、この辺り、予算に何か影響があったとかどうかということ、今後、これから入れていくのであまり今考える必要がないのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

予算につきましては、おっしゃったとおり、これから用意するものですが、これから準備組合と調整することになりますので、金額についてはまだ現状では申し上げられないですけれども、やはり昨今、資材の高騰などで工事費用が上がってきている部分もありますので、その辺を踏まえて、ただやはり必要な施設機能はきちんと確保したいと考えているところでございます。答えになっておりますでしょうか、申し訳ございません。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

では、もう一度芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

すみません、もう一つ追加です。

生涯学習だと思っていますので、今、川崎市に限らず色々なところで、新しい建物を造ったりとか、地域を整備したりとかしているのですが、何か気になるところは割と若い方たちを中心としている感じがしていて、果たして高齢者の方たちにとっても、歩きやすいところなのか、動きやすい導線になっているかどうかとか、何かこの図を見てもそうですけれども、割と若い方たちをベースとしているように感じますので、当然多分気にしてやってくださると思うのですけれども、念のために一言追加させていただきました。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

今回、再開発事業ということで、その中に入ることとなりますので、全体につきましては再開発、準備組合と調整しているところでございますが、やはり市としてもそういう高齢者も含めて、どなたでも使いやすいような導線ですとか、設備を確保していきたいと考えてございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

すみません、若い方中心ではなくて、御高齢の方とか幅広い年齢層という点でいくと、現在ある図書館と市民館の場所から次に移る場所というのが、歩いてちょっと変わった場所にあるとかではなくて、もう車で行くか、バスを利用しないといけないぐらいアクセスが変わると思うんですね。だから、もともとある市民館と図書館の近所にお住まいの方は、気軽に行けたのに行けなくなってしまうとお考えの方もいらっしゃるかと思うのですけれども、現状、そういった御意見が出ているのかということと、そういった方たちにアクセスの支援というところまでは難しいのかもしれないですけど、どんなフォローがありそうか、考えがありましたらお聞かせください。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

野村委員から御指摘があったとおり、これまで市民館、区役所、図書館等があったところにお住まいの方からは、やはり遠くなることで、御不満の声はいただいているところでございます。

それを解決するものになるかどうかは分かりませんが、やはり鷺沼駅までのバス便の充実というものを、今まちづくり局を中心に検討しているところでございまして、これまでバス便につきましては小田急線方面からのバス便が結構少なかったということもありますので、ここに交通広場というものもできるんですけども、そういうところでバス停留所を増やしまして、バスのアクセスも、特に区内から増やしていくということも考えてございますので、そういうバス等の公共交通機関を使っていただいて、新しい市民館・図書館を御利用いただければと考えているところでございます。

【小田嶋教育長】

他によろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

以下、非公開になります。

<以下、非公開>

8 議事事項

議案第44号 人事について

喜多庶務課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第44号は原案のとおり可決された。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時37分 閉会)